

第23回町田市農業委員会総会議事録

(2021年1月25日)

議長 　ただ今から、第23回 町田市農業委員会総会を開会いたします。

本日につきましては、国から発出された緊急事態宣言に伴い、議決権を有する委員の過半数の出席による、少人数の開催といたします。

本日の署名委員は9番・若林委員、11番・北島委員を指名致します。なお、石阪委員は所用のため欠席です。

それでは議案の審議に入ります。

日程第1、議案第50号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明について」別紙により上程します。

別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせます。

事務局課長 (3件の従事者証明の申出者、申出の生産緑地、申出の理由について説明)

議長 　暫時、休憩いたします。

(休 憩)

議長 　再開いたします。3件の従事者証明について上程されておりますが、本日は少人数開催により、1件目、2件目につきましては担当委員が不在のため、事務局より地区担当委員の報告内容を説明いたさせます。

事務局 (1件目について地区担当委員の大澤委員に確認した内容(申出の生産緑地について詳細等)を報告)

(2件目について地区担当委員の山下委員に確認した内容(申出の生産緑地について詳細等)を報告)

議長 　ありがとうございました。3件目につきましては、ご確認いただいた北島委員から報告をお願いします。

北島委員 (申請者、申請理由、申出の生産緑地について詳細を説明)

議長 　ありがとうございました。議案の説明は終わりました。これより質疑に入ります。何か質問はありませんか。

ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。

これより採決に入ります。本議案のとおり証明することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり証明することに決
 します。

続いて日程第2、議案第51号「農地法第5条の規定による許
 可申請について」別紙により上程いたします。

別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせま
 す。

事務局課長 6件の申請について上程しておりましたが、整理番号8番につ
 いては、既に転用許可済みであったため、取り下げになりました。
 そのため、5件の申請について審議をお願いいたします。

議長 (5件の許可申請の申請者、申請の農地、申請理由について説明)
 事務局担当者より農地法第5条許可の流れ、許可の要件などに
 ついて概要説明をいたさせます。

事務局議長 (農地法第5条について概要説明)
 議長 暫時、休憩いたします。

(休 憩)

議長 再開いたします。議案の説明は終わりました。ご確認いただい
 た委員から報告をお願いいたします。

若林委員 (現地確認をした農地の現況について報告)

議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。
 何か質問はありませんか。

北島委員 許可が下りてから、いつ頃から工事は始まりますか。

事務局議長 工事期間は、早くも3月中旬から令和4年11月末までです。

吉沢委員 今後は、本件に関する許可案件は出てきませんか。

事務局議長 農業委員会総会で審議案件となる市街化調整区域の農地につ
 いては、全て申請をいただいています。市街化区域の農地につ
 いては、総会の案件にはなりません、農業委員会会長専決として、
 今後申請される予定です。

議長 他に質問はありませんか。

ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにしま
 す。

これより採決に入ります。本議案のとおり、許可相当としての
 意見を付して東京都知事へ送付することに賛成の委員諸君の挙手
 を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり許可相当としての
 意見を付して東京都知事へ送付することに決します。

議長 続いて日程第3、議案第52号「農業経営基盤強化促進法に基
 づく農用地利用集積計画について」別紙により上程いたします。

別紙につきましては、事務局課長より内容の説明をいたさせます。

事務局課長 (許可申請の申請者、申請の農地、申請理由について説明)
 議 長 事務局担当者より、農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定の流れなどについて概要説明をいたさせます。

事務局 (事業計画決定の流れ等について概要説明)
 議 長 暫時、休憩いたします。

(休 憩)

議 長 再開いたします。議案の説明は終わりました。ご確認いただいた委員から報告をお願いいたします。まず、借人の担当委員である小林委員お願いいたします。

小林委員 (借人の耕作状況等報告)

議 長 続いて、農地のある地区の担当委員である若林委員お願いいたします。

若林委員 (農地の現況等報告)

議 長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。

何か質問はありませんか。

ないようですので、以上で本議案に対する質疑を終わりにします。

これより採決に入ります。本議案のとおり、農用地利用集積計画を決定することに賛成の委員諸君の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

挙手全員であります。よって本議案のとおり、農用地利用集積計画を決定することに決めます。

続いて、町田市農業委員会会長専決規程に基づく専決事項および報告事項について、事務局課長に一括報告いたさせます。

事務局課長 専決事項 (農地法4条2件、5条24件、納税猶予に関する適格者証明書1件、引き続き農業経営を行っている旨の証明書5件)
 報告事項 (農地法第18条第6項の規定による通知について2件)

議 長 暫時、休憩いたします。

(休 憩)

議 長 再開いたします。報告は終わりました。何かご質問はありませんか。何もないようですので、以上をもちまして本会議を閉会いたします。